

課外活動について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2022年3月2日)

公認団体の課外活動について、2年ほど他大生を交えた対面での活動が制限されているわけですが、現時点での実情について課外活動掛が把握しているかどうかについて確認させてください。

- ①公認団体ではない団体が京大内で活動していること。(国際高等教育院下など)
- ②公認団体であっても、京大外に活動拠点がある場合は他大生が偶然その場に居合わせたこととして活動を行なっていること。

これらの実情について、そもそも課外活動掛は把握しているのか、また把握しているのであれば対応はどのような基準に基づくものなのかをお教えてください。

また、これらの活動に対しての課外活動掛の対処の方針が明らかにされなかった場合、以下のような認識であると理解してもよろしいでしょうか。

・公認団体については京大に責務があるため活動を制限するが、京大に責務が及ばない活動については制限の対象ではない。

・たとえ京大生が過半数を占めるサークルであっても、非公認団体であれば課外活動掛は他大生を含む活動についてなんら口出しを行わない。

ご回答のほどよろしく申し上げます。

【回答】(回答日:2022年3月25日)

(回答部署:教育推進・学生支援部厚生課)

①及び②の事例については承知しておりませんが、全学公認団体に対しては「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル」を遵守して活動を実施するよう、改めて周知します。

非公認団体についても、活動自粛を要請しております。こちらについても改めて周知します。